

○津山圏域資源循環施設組合監査委員条例

平成23年8月27日
津山圏域資源循環施設組合条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 監査委員の職務に関する事項については、津山市監査委員条例（昭和39年津山市条例第1号）の規定を準用する。この場合において、同条例中「市」とあるのは「津山圏域資源循環施設組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と読替えるほか、必要な技術的読替えについては、監査委員が別に定める。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、監査委員の処務に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。